

事後審査型条件付き一般競争入札の公告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び下呂市契約規則（平成 16 年規則第 47 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

下呂市長 山 内 登
（公 印 省 略）

1 入札に付する工事

(1) 案 件 番 号	49
(2) 工 事 番 号 工 事 名	道河工 第 68 号 新荻原線舗装工事
(3) 工 事 場 所	下呂市 馬瀬 名丸地内
(4) 工 事 概 要	1 工区 舗装延長 L=20.0m 舗装工 A=126.0m ² 区画線工(実線) L=22.0m 2 工区 舗装延長 L=229.2m 舗装工 A=1670.2m ² 区画線工(実線) L=414.4m 区画線工(破線) L=22.0m
(5) 工 事 種 別	舗装工事
(6) 工 事 期 間	契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 8 日まで
(7) 予 定 価 格	22,973,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）
(8) 低入札基準価格	有（失格判断基準 有）
(9) 前払及び部分払	有（下呂市請負工事契約約款による。）
(10) 技術者の専任	非専任工事※「下呂市発注の建設工事における配置技術者等の取扱いについて」を参照のこと
(11) 電子契約の可否	電子契約可※電子契約を希望される場合は「電子契約利用申出書」を提出すること

2 入札参加資格要件

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可のうち、舗装工事にかかる建設工事の許可を受け、下呂市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者で、最新の経営事項審査結果のうち、舗装工事における総合評定値が 700 点以上であること。
- (2) 国、県及び下呂市発注の舗装工事で、元請け又は下請けとして工事費（消費税及び地方消費税を含む。）500 万円以上の施工実績があること。ただし、工事種別が舗装工事以外であっても、その工事に舗装工事が含まれ、その舗装工事が前記述の額以上の施工実績がある場合は入札参加を認める。（共同企業体構成員としての実績の場合は、出資比率が 20%以上のものに限る。）
- (3) 下呂市内に、下呂市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店又は支店、営業所を有すること。
- (4) 入札参加申請書提出期限の前日までに電子入札システムに利用者登録がされており、電子入札システムにより入札参加ができること。

- (5) 建設業法第 26 条に定める主任（監理）技術者及び現場代理人を配置できること。（兼任可）
なお、主任（監理）技術者については入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の雇用関係にある者に限る。
- (6) 入札参加申請書提出期限の日から入札日までの間、下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 入札参加申請書提出日時点において、下呂市税について滞納繰越しとなった未納の徴収金がないこと。
- (8) 令和 7 年度において下呂市との間に除排雪業務の委託契約を締結した者であること。

3 入札の方法

電子入札システムによる入札とする。ただし、電子入札システムによる参加が困難な場合は、事前に市長の承諾を得た場合に限り、書面での参加（以下「紙入札方式」という。）ができることとする。

なお、各様式及び電子要領等は下呂市ホームページ「入札・契約情報」に掲載してありますので必ずご確認ください。（URL：<https://www.city.gero.lg.jp/life/5/27/>）

(1) 入札参加申請書の提出

ア 受付期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）午前 8 時から令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 4 時まで。

イ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによる参加が困難な場合は、「紙入札方式参加承諾願」を添えて、下呂市役所下呂庁舎総務部財務課（契約管財係）まで提出することとする。

(2) 設計図書等

設計図書は、電子入札システムに掲載。

(3) 設計図書に対する質問及び回答

ア 設計図書に対する質問があるときは、令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 4 時までに電子入札システムより提出すること。ただし、電子入札システムでの提出が困難と認めた場合は、持参により提出できることとする。

イ 質問に対する回答は電子入札システム又は書面により令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 4 時までに回答書を送付する。

(4) 入札書の提出期限

ア 入札書の受付期間（電子参加者）

令和 8 年 9 月 25 日（金）午前 8 時から

令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 4 時まで

イ 入札書の提出（紙入札方式）

日時 令和 8 年 9 月 30 日（水）午前 9 時 00 分

場所 下呂市役所 下呂庁舎 2 階 打合室(下呂市森 960 番地)

(5) 現場説明の有無 無

(6) 工事費内訳書の提出

入札時に当該建設工事に係る工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書の作成にあたっては、「建設工事の内訳書に関する取扱いについて」を必ずご確認ください。

※工事費内訳書に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費の 5 項目すべての記載がない場合、入札が無効となりますので、十分ご注意ください。

4 開札

- (1) 日時 令和8年9月30日(水) 午前9時00分
- (2) 場所 下呂市役所 下呂庁舎2階 打合室(下呂市森960番地)

5 落札者の決定

入札参加資格確認申請書等により、当該落札候補者が入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格を満たしている場合には落札者として決定する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、下呂市工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1に相当する金額とする。)を付すこと。ただし、落札金額が1,000万円未満(消費税及び地方消費税を含む。)となった場合は免除する。

7 契約書作成の要否

必要とする。

8 議会議決の要否

必要としない。

9 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格が無い者及び虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。なお、入札参加資格のある旨承認された者であっても、承認の後、本市から入札参加資格停止処分を受けて入札時点において資格停止期間中である者等入札時点において2に掲げる資格を喪失した者の入札は無効とする。
- (2) 入札書と工事費内訳書の金額が異なる等、工事費内訳書に不備がみられた場合は入札を無効とする。

10 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担とします。

11 落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

12 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。
なお、この場合は原則として改めて公告し入札を行うものとします。
- (3) この公告に記載していない事項については、下呂市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領、下呂市電子入札実施要領、下呂市電子入札運用基準及び下呂市契約規則等に定めるところによる。